











令和3年度後期(分野別)研修

豊田市における重層的支援体制整備事業について

~誰ひとり取り残さない支援体制の整備と課題について~

豊田市 福祉部 福祉総合相談課





■ 日本の縮図と呼ばれる都市構造





都市近郊部(市域面積の30%) 人口:約38.1万人(90%) 中山間部(市域面積の70%) 人口:約3.9万人(10%)

「自然が溢れるまち」





「クルマのまち・ものづくりのまち」









■ 急激に高齢化する人口構造



65歳以上高齢者の人口の推移 (2010年を1.0とする)



■ SDGs未来都市



豊田市の重層的支援体制整備事業の基本的な流れ





機 関 協 働 事 業 自所属の対象ではない相談内 容であっても、適切に聞き取 り、対応できる支援機関につ なぐ



・同意のない対象者に対し、支援が行き 届くように支援会議を経て情報収集や 自宅訪問等を実施し、支援同意を得る





継続的支援事業ワトリーチ等を通じも た

子ども家庭課

次世代育成課

福祉総合相談課

地域包括支援

障がい者

本人

生活福祉課

子育て支援 センター

・多機関の適切な連携による個別支援の実施

- ・必要な支援機関を招集し、支援の方針や役割分担を決定
- 支援状況の定期的な進捗確認及び終結判断

パルクとよた (スクールソーシャルワーカー) 地域保健課

保健支援課

社会福祉 協議会 ケアマネ

支援会議 定例会

重層的

個別課題を積み上げ、 必要な公的サービス などの検討

参 加 支 援 事 業

地

域づ

くり事業

- ・地域資源につなぎ、社会参加を促進(まずは有るものを活用)
- ・既存の支援がない場合、「とよた多世代参加支援プロジェクト」に依頼し、新たな支援メニューを創出する

地域 交流館 子ども お助け隊 自主グループ サロン 食堂 など 支援策がない

とよた多世代参加支援 プロジェクト

新たな支援メニーの創出・提供

既存の支援

- ・世代や属性を超えた住民同士の多様な場の整備及びコーディネート
- ・社協CSWが中心となり、各事業実施者と意見交換し、以下の5事業の参加者交流等を図る

生活支援体制整備事業(協 議体、生活支援コーディネーター)

一般介護予防事業 (自主グループ支援)

共助の基盤づくり事業 (子ども食) 堂、権利擁護支援活動応援資金)

地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

地域活動支援センター事業 (Iポレ、ポジティブ21いなぶ)



■関係部局との調整について

- 令和 2 年 5 月~
 - ・重層事業で関わりそうな関係機関の洗い出し
 - ・既存体制の活用を前提にした体制整備の検討
- 令和 2 年 8 月~
 - ・関係機関を集めた重層的支援体制整備事業の制度説明及び豊田市の体制案について提示
 - ・市長、副市長説明の実施
- ○以降~
 - ・1~2か月毎に関係機関を招集して情報共有及び細部の確認

「福祉総合相談課」がベース作成、関係機関へ提示⇒合意

福祉部 5課

地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 障がい福祉課 高齢福祉課 生活福祉課

子ども部 3課

子ども家庭課 保育課 **次世代育成課**

保健部 2課

地域保健課 保健支援課

庁外 1 者

社会福祉協議会

教育委員会 1課

パルクとよた

※太字は交付金には関与しない課

※検討時に教育委員会は含めず

重層事業交付金に関与しないが、個別支援に関与する課を当初から巻き込んで議論

重層的支援体制整備事業の体制構築までのあれこれ



■財政部局への説明協議について

- 令和 2 年 1 0 月 ~ 1 2 月
 - ・次年度予算要求時期に「自治体予算の整理イメージ(厚労省作成)」を基に交付金化される旨の説明
 - ・どれが交付金に該当する事業か分かるよう記載方法について協議
 - ・福祉総合相談課が全てまとめて持つ形はせず、記載方法を統一して今までどおり各課が歳入歳出を持つ

									448
会計	A	一般会計	事業目的・概要	財	源内	訳	特 定	財源	の内訳
所屬	AX03	福祉総合相談課	中州口口, 例文	内 容	本年度	前年度	款 項 目 節	事業コード	全 額
款	0.3	民 生 費	改正社会福祉法により、重層的支援体制整備	国庫支出金	31,724	0	16-02-02-01	02436-01	0
項	0.1	社会福祉費	事業が新設された。個別支援と支え合いの地				地域共生社会の実現に	向けた包括的支援	体制構築補助(使用不可)
目	0.1	社会福祉総務費	域づくりを推進する必要があるため、CSW				16-02-02-01	02737-01	3,245
9401	38450	重層的支援体制整備事業費	を配置する。				生活困窮者就労準備支	援事業費等補助金	$(10/10 \cdot 2/3 \cdot 1)$
1411			※重層的支援体制整備事業対象				16-02-02-01	02737-02	28,479
100.000	0.2	多機関協働費					地域共生社会の実現に	向けた包括的支援	体制構築補助金(3/4)
959									
町丁			ローリング 継続						I
300	計画調整結果	総 額 0	极變法令 社会福祉法						
CD	0001102	うち市費 0	国庫補助 有	一般財源	6,358	0			I

経費	相 節	新年度当初 本年度予算額 比	算額 算 の 基 礎		別分類
310	07-01	(前々年度決	〇 【多機関協働費(総合相談窓口運営)】	□-ド 05	本年度予算額 100
	報售費 課師雖礼	- (00		
	08-04 旅費	100	0 名古屋市(会場未定) 10 1,560円 × 3回 ×2人 -9,360円	02	10
	県内旅費	- (10	1, 0000 4 04 42%		
	12-01		○ 包括的な相談支援体制構築業務委託 37.971.097円	02	37,972
	12-01 委託料 協会公社等委託料	- 37,		02	31,912
\vdash	20 37 20 11- 47 36 86 FT	37,972	(生活国窮者統労準備支援事業費等国庫補助金 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)		
			※A 03・03・01 38448-02に計上した生活支援体制整備と		
			合わせて、一体的に執行		

複数部局にまたがる予算のコントロールは不可能と判断



■支援関係機関との連携について

○原則、これまでの支援体制を活用する点から、新たに支援関係機関に指示したのは以下の4点のみ。

①本人以外からの相談に対する対応の変更【包括的相談支援事業・アウトリーチ事業】

従前:「本人を連れて来ないと支援が進まないので、本人を連れてきてください。」

今後:「支援会議を実施し、関係機関を本人にたどり着くために様々な手段を検討し、

アウトリーチを実施する。」

②多機関協働事業者の拡大による各課主体の支援の実施【多機関協働事業】

従前:R2年度まで多機関協働事業者は福祉総合相談課と社協の2者。

今後:皆さん全員(10者)が多機関協働事業者です。福祉総合相談課と社協に投げないで。

③制度の狭間に対応するために、定例会を設置【多機関協働事業】

従前:個別ケースのための多機関との情報共有の場はある。

今後:施策として必要な支援などを本音で検討する場を設置します。

④インフォーマルサービスの活用による個別支援の推進【多機関協働事業・参加支援事業】

従前:公的サービスを駆使して支援プラン策定。使えなければ諦める(我慢)。

今後:必要な公的サービスとインフォーマルサービスをセットで支援プランを策定。

使える支援がなければ民間の力を借りて作りましょう。

現在の支援体制において、何ができていて、何ができていないのかを把握すること



■検討時及び現在の課題で解決したもの

- ○困りごとを抱えた相談者への支援機関のアプローチ方法の差
 - ・福祉総合相談課では、電話相談の場合で他課へつなぐ際に、「A課が対応所管ですので、A課へ 電話してください。」という対応はせず、「A課から電話しましょうか」というスタイル。
 - ・しかし、そのA課に電話するよう依頼すると、「今後、そういう返答はやめてくれ」とのこと。

A課の立場も分かるが、相談した市民からすると「たらい回し」では?

【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・A課の管理職に相談し、包括的相談支援で担当課につなぐこと、たらい回しを防ぐ(市民満足の向上)ためにそういった対応に協力していただくよう依頼。
- ・A課だけではなく、他課も同様の可能性があることから、重層的支援会議定例会にて他課にも依頼していく予定。

○民生委員への周知と協力

- ・豊田市では、民生委員は住民の身近な相談先であり総合相談窓口であると位置付けており、その 民生委員に仕組みや体制、役割の理解をしてもらう必要がある。
- ・しかし、専門機関ではないため、行政向けの説明では理解が難しい。

民生委員は包括的相談支援、アウトリーチ、多機関協働などのキーマン

【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・3月の会長会にて、28全ての地区協で研修実施を依頼し、28回分の説明を丁寧に実施。
- ・新しく何かやってくれという依頼ではなく、現在の民生委員の活動が重層事業のどこに当てはまるのかを示し、重要な活動であることを再確認。



■検討時及び現在の課題で解決していないもの

- ○制度の狭間などの対応が必要な困りごとに対する新規支援の事業化(制度化)
 - ・例えば8050問題のような「引きこもり無職」に対する制度設計などが未着手。
 - ・Aさん、Bさん、Cさんといったオリジナルな支援での対応には限界がある。

重層的支援会議定例会の濃度を高めていく必要がある

- ○各課の「のりしろ」の伸び不足
 - ・複雑化、複合化した難しい支援を連携して支援していこうという意識の種まきはできたが、実際の 支援において今までと変わらない支援内容、支援の幅に着地しており、「もう1歩踏み出した」 支援機関の動きが少ない。

重層事業に関連する研修等に、中心課以外の支援機関も参加する必要がある

- ○「地域づくり事業」の多世代化
 - ・各法に基づいて実施されており土台が固まってしまっているため、各事業所管課へのアプローチや 各事業所管課が積極的に検討して具体化する動きがない。
 - ・福祉総合相談課が社会福祉協議会のCSWと一緒に検討しており、事業所管課が主体で検討できていない。

地域づくり事業に該当する事業が「地域づくり」という認識を高める必要がある